

## 新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金のお支払い等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。  
朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、下記のとおり、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払い対象とする等の改正を行うことといたします。

### 記

#### 1. 改正内容

新型コロナウイルス感染症(\*)を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、別紙の商品において、災害死亡保険金等をお支払いします。

また、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として支払事由に該当された場合、特別条件付契約において、特別条件のうち、保険金等の削減支払、特定部位または指定疾病についての不担保、特定高度障害状態についての不担保を適用せず、保険金等をお支払いします。同様に、引受基準緩和型商品においても約款で規定された削減を行わず、死亡保険金をお支払いします。

(\*)新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

#### 2. 取扱時期およびご請求手続き ※下線部を更新いたしました。

お取り扱い開始日は、5月21日となります。（団体定期保険災害保障特約等の団体保険については、5月20日、財形保険等については、6月9日となります。）

また、ご提出いただく災害死亡保険金等の必要書類（請求書・死亡診断書）に記載された病名等で保険金等のお支払いを判断します。

なお、現在ご加入いただいている契約や同感染症を直接の原因としてこれまでに亡くなりになられている場合等もお支払いといたします。

#### 3. その他

本改正は、現在ご加入いただいている契約を含めて適用しますが、お客様による契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

なお、当社では、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客様に対して、入院給付金の簡易なお取扱いなど、各種取扱いを実施しておりますので、あわせてご確認ください。

[<ご参考>新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

## 対象となる商品等

## 【災害死亡保険金等をお支払する保険商品・特約】

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、以下の商品において、災害死亡保険金等をお支払いします。

(2020年5月12日現在)

商品名称	対象となる保険金・給付金
(無配当) 災害割増特約	災害保険金
(無配当) 傷害特約	災害保険金
こども傷害特約	災害保険金
災害保障特約 (総合)	災害保険金
5年ごと利差配当付個人年金保険 (2015)	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付個人年金保険増額特約 (2015)	特約災害死亡給付金
貯蓄保険	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
利率変動積立型終身保険	災害死亡給付金
利率変動型積立保険	災害死亡給付金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
勤労者財産形成貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形住宅貯蓄積立保険	災害死亡保険金
財形年金積立保険	災害死亡保険金
勤労者財産形成給付金保険	災害死亡保険金

※特約の名称については、末尾に付している「(06)」等の数字は省略して表示しているものがあります。

※その他、販売停止中の保険商品についても同様に、取扱いの対象といたします。

※経営者向け保険「グランドステージ」は、当該商品の商品性により取扱対象外となります。

【特別条件（保険金等の削減支払、特定部位または指定疾病についての不担保、特定高度障害状態についての不担保）の不適用】

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として支払事由に該当された場合、以下の商品において、特別条件のうち、「保険金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」「特定高度障害状態についての不担保」を適用せず、保険金等をお支払いします。

(2020年5月12日現在)

商品名称
5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)
5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)
5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)
5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)
5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010)
5年ごと利差配当付医療保険L(返戻金なし型)(2011)
5年ごと利差配当付がん保険(返戻なし型)(2015)
無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)
5年ごと利差配当付収入サポート保険
無配当新医療保険(返戻金なし型)(2017)S
無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S
無配当入院サポート特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当通院保障特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当女性手術重点保障特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当先進医療特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当先進医療特約(返戻金なし型)S
無配当通院一時金特約(返戻金なし型)S

※その他、販売停止中の保険商品についても同様に、取扱いの対象といたします。

【引受基準緩和型商品における保険金等の取扱い】

以下の引受基準緩和型商品において、第1保険年度における保険金等について、50%の削減支払を行いません。

(2020年5月12日現在)

商品名称
5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険(非更新型)
5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)

約款の改定内容（新旧対比表）

新	旧																																																												
別表 感染症	別表 感染症																																																												
<p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類項目</th> <th style="text-align: center;">基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎&lt;ポリオ&gt;</td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミヤ・コンゴ&lt;Crimean-Congo&gt;出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ&lt;Marburg&gt;ウイルス病</td><td>A98.3</td></tr> <tr><td>エボラ&lt;Ebola&gt;ウイルス病</td><td>A98.4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)</td><td>U04</td></tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04	<p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類項目</th> <th style="text-align: center;">基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎&lt;ポリオ&gt;</td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミヤ・コンゴ&lt;Crimean-Congo&gt;出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ&lt;Marburg&gt;ウイルス病</td><td>A98.3</td></tr> <tr><td>エボラ&lt;Ebola&gt;ウイルス病</td><td>A98.4</td></tr> <tr><td>痘瘡</td><td>B03</td></tr> <tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)</td><td>U04</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04
分類項目	基本分類コード																																																												
コレラ	A00																																																												
腸チフス	A01.0																																																												
パラチフスA	A01.1																																																												
細菌性赤痢	A03																																																												
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																												
ペスト	A20																																																												
ジフテリア	A36																																																												
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																												
ラッサ熱	A96.2																																																												
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																												
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3																																																												
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4																																																												
痘瘡	B03																																																												
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04																																																												
分類項目	基本分類コード																																																												
コレラ	A00																																																												
腸チフス	A01.0																																																												
パラチフスA	A01.1																																																												
細菌性赤痢	A03																																																												
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																												
ペスト	A20																																																												
ジフテリア	A36																																																												
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																												
ラッサ熱	A96.2																																																												
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																												
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3																																																												
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4																																																												
痘瘡	B03																																																												
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04																																																												
<p><u>(注)新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。</u></p>																																																													

・当社は、「災害死亡保険金等の支払対象となる感染症」および「特別条件（保険金等の削減支払、特定部位または指定疾病についての不担保、特定高度障害状態についての不担保）を適用しない感染症」について、約款の別表に定めています。この度、「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いを行うにあたり、上記のとおり、「新型コロナウイルス感染症」を約款の別表に追加する改定を行います。

※本資料は約款の一部を抜粋したものです。保険種類によって表現が異なる場合があります。